

選 択 約 款

(業務用季節別契約)

2023年1月1日

御 殿 場 ガ ス 株 式 会 社

目 次

1. 約款の適用	- 1 -
2. 選択約款の変更	- 1 -
3. 用語の定義	- 1 -
4. 適用条件	- 2 -
5. 契約の締結	- 2 -
6. 使用量の算定	- 3 -
7. 料金	- 3 -
8. 延滞利息	- 3 -
9. 単位料金の調整	- 4 -
10. 名義の変更	- 5 -
11. 契約の変更または解約	- 5 -
12. 契約の解消に伴う契約中途解消精算額	- 5 -
13. 本支管工事費の精算	- 6 -
14. その他	- 6 -
付 則	
1. 本選択約款の実施期日	- 7 -
(別表)	
1. 料金の算定方法	- 8 -
2. 料金表 1 (第一種)	- 9 -
3. 料金表 2 (第二種)	- 9 -

業務用季節別契約

(選択約款)

1. 約款の適用

この選択約款は、この選択約款の適用条件を満たすお客さまが、適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) 当社は、一般ガス供給約款に定める方法で当該変更内容をお知らせします。

3. 用語の定義

この約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「最大使用量」とは、1年間を通じて1時間あたりの最大の使用量をいいます。(小数点以下切捨て)
- (2) 「年間使用量」とは、1年間の使用予定量をいいます。
- (3) 「月平均使用量」とは、年間使用量を12で除した量をいいます。
- (4) 「最大需要期」とは、12月使用分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から4月使用分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)までの5か月間をいいます。
- (5) 「年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します。(小数点以下切捨て)

$$\text{年間負荷率} = \frac{\text{月平均使用量}}{\text{最大需要期の1か月あたり平均使用量}} \times 100$$

- (6) 「その他期」とは、5月使用分(4月検針日の翌日から5月検針日まで)から11月使用分(10月検針日の翌日から11月検針日まで)までの7か月の期間をいい、「冬期」とは、12月使用分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から4月使用分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)までの5か月の期間をいいます。
- (7) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方消費税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (8) 「消費税率」とは消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税

率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10%といたします。

- (9)「単位料金」とは、9に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。
- (10)「託送供給約款」とは、ガス事業法第48条1項の規定に基づき関東経済産業局長の認可を受け設定した、当社が託送供給を行う場合に、料金その他供給条件を定めた約款をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

(1) 業務用季節別契約 第一種

- ①最大使用量が65立方メートル以上であること。
- ②年間使用量が最大使用量の100倍（小数点以下切捨て）以上であること。
- ③月平均使用量が2,000立方メートル以上であること。
- ④年間負荷率が80パーセント以上であること。

(2) 業務用季節別契約 第二種

- ①最大使用量が16立方メートル以上150立方メートル未満であること。
- ②年間使用量が契約最大使用量の70倍（小数点以下切捨て）以上であること。
- ③月平均使用量が400立方メートル以上5,000立方メートル未満であること。
- ④年間負荷率が80パーセント以上であること。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した時に成立いたします。
- (2) 申し込みの際お客さまは、所定の申込書を用いて、当社に申し込んでいただきます。
- (3) 最大使用量は原則としてガスメーターの能力と同一とします。
- (4) 契約期間は原則として1年間とします。ただし、契約期間満了に先立ってお客さまと当社の双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものいたします。
- (5) この選択約款を契約されたお客さまが、その契約期間満了前に解約された場合、あるいは、お客さまの契約期間のご使用実績が適用条件を満たさなかった場合には、当社は下記の期間、本約款の申込を承諾いたしません。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。（5（6）において同じ）
 - ① 契約期間満了前に解約された場合
解約された日より、解約された契約の当初契約満了予定日から1年目の日までの期間
 - ② 契約期間のご使用実績が適用条件を満たさなかった場合

契約期間満了となった時点から1年間

- (6) 当社は、この選択約款を契約されているお客さまが、その契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (7) この選択約款の適用条件を満たさなくなった場合には、契約期間満了後あるいは契約解約後は一般ガス供給約款に基づくご契約となります。
- (8) 当社は、お客さまが当社との他の契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金または延滞利息を、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。

7. 料金

- (1) 当社は、(別表)の料金表を適用して料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 料金は、一般ガス供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して30日目(以下「支払期限日」といいます。)までに支払っていただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目が休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。
- (4) 契約開始日から次の検針日までの期間が24日以下または36日以上となった場合、当社はその算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。また、新たにガスのご使用を開始した場合は一般ガス供給約款18(3)②に定めるところによります。
- (5) お客さまの都合や契約違反により本契約を契約期間中に解約した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は7(1)に基づく1か月あたりの基本料金全額とし、従量料金は7(1)の従量料金に準じて算定いたします。
- (6) 料金は、口座振替または払込みいずれかの方法によりお支払いいただきます。ただし、一般ガス供給約款に定める供給停止の解除のためにお支払いいただく料金は、原則として払込みの方法によります。

8. 延滞利息

- (1) お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。
 - ① 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払

期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落としした場合

② 料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合

(2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数×0.0274パーセント（1円未満の端数切り捨て）

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

(4) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定に基づきあわせて支払っていただく料金の支払期限日と同じとします。

9. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により(別表)の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表の1(2)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

＝基準単位料金＋0.082円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

＝基準単位料金－0.082円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

90,490円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表の1(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)及びトン当たりプロパン平均価格をもとに次の数式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

平均原料価格

$$\begin{aligned} &= \text{トン当たり LNG 平均価格} \times 0.9400 \\ &+ \text{トン当たり プロパン 平均価格} \times 0.0645 \end{aligned}$$

(備考)

トン当たり LNG 平均価格およびトン当たり プロパン 平均価格は、当社に
掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円
単位の金額といたします。

(算式)

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

10. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部
もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままた
は当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証
するものといたします。

11. 契約の変更または解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または2(2)、もしくは2(3)
により本選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議し
てこの契約を変更または解約することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合(4
の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には契約期間中であって
も、相互に契約を解約できるものといたします。

12. 契約の解消に伴う契約中途解消精算額

契約期間中において生じた契約の解消が、11(1)の規定によるものであって
当社がやむをえないと判断した場合以外、または11(2)の規定によるものであ
ってお客さまの契約違反のみによる場合には、当社は契約解消月に、次のとおり
契約中途解消精算額を申し受けます。なお、算出の結果、1円未満の端数が生じ
た場合には、その端数の金額を切り捨てます。

- (1) 当社との契約を解消し、当社からのガス供給を廃止する場合および託送供給
を行うガス導管事業者に変更がある場合。

$$\text{契約中途解消精算額} = \left[\begin{array}{l} \text{解消日の翌月から契約} \\ \text{終了日までの残存月数} \end{array} \right] \times \left[\text{契約種別の基本料金相当額} \right]$$

(2) 当社との契約を解消する場合で、同一需要場所で他のガス小売事業者によるガス供給を継続される場合。

契約中途解消精算額

$$= \begin{array}{l} \text{(1) に定める契約中途解消精算額} \\ - \text{託送供給約款に定める料金表に基づく託送供給料金相当額} \end{array}$$

①他のガス小売事業者へ変更後、託送供給料金相当額が増加するまたは変更がない場合

託送供給料金相当額は、当該契約における託送供給約款の料金表により算定いたします。

②他のガス小売事業者へ変更後、託送供給料金相当額が減少する場合

託送供給料金相当額は、変更後に適用される託送供給約款の料金表により算定いたします。

(3) 当社との契約の解消日の翌日から新たにこの選択約款にもとづいて契約を締結し、契約の解消日の翌日から契約最大使用量をそれまでの契約量から変更する場合。

$$\text{契約中途解消精算額} = \left\{ \begin{array}{l} \left[\begin{array}{l} \text{前契約の1か} \quad \text{新契約の1か} \\ \text{月あたりの基} \quad - \quad \text{月あたりの基} \\ \text{本料金} \quad \quad \quad \text{本料金} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{解消日の翌月から前契} \\ \text{約終了月までの残存月} \\ \text{数} \end{array} \right] \end{array} \right.$$

1.3. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解約するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額（消費税等相当額を含みます。）を全額申し受けます。

1.4. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、2023年1月1日から実施いたします。

(別表)

1. 料金の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単
位料金又は9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金
に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の
料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づ
き算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）
に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月ま
での平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料
金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づ
き算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料
金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基
づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料
金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基
づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料
金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算
定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料
金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算
定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料
金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算
定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料
金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算
定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間
の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づ
き算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間
の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づ
き算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間

の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(3) 料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。

(小数点以下の端数切り捨て)

料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷(1+消費税率)

2. 料金表1 (業務用季節別契約 第一種)

(消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	147,950.00円
-------------------	-------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	その他期	冬期
	161.19円	169.06円

(3) 調整単位料金

料金表(2)の基準単位料金をもとに、9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表2 (業務用季節別契約 第二種)

(消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	26,180.00円
-------------------	------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	その期	冬期
	177.74円	185.63円

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。